

# 個人県民税（県税） 個人市町村民税（市町村税）

県内に住所がある個人にかかります。

個人県民税と個人市町村民税をあわせて「個人の住民税」と呼んでいます。

住民税は市町村で賦課徴収されたあと、県民税分は各市町村から県に払い込まれます。

## ◆納める人

- 毎年1月1日現在で
- 県内に住所がある人……………均等割と所得割
  - 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で、その所在する市町村内に住所のない人……………均等割のみ

## ◆非課税

◎均等割と所得割が非課税

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下の人

◎均等割のみ非課税

- 前年の合計所得金額が均等割の非課税限度額以下の人  
 ※均等割の非課税限度額 35万円以内で市町村の条例で定める額×（控除対象配偶者+扶養親族数+1）+21万円以内で市町村の条例で定める額

◎所得割のみ非課税

- 前年の総所得金額等が所得割の非課税限度額以下の人  
 ※所得割の非課税限度額 35万円×（控除対象配偶者+扶養親族数+1）+32万円（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には加算）

## ◆納める額

区 分	均等割（年額）	所得割の課税標準	所得割の税率
県 民 税	1,000円	前年の課税所得金額	4%
市 町 村 民 税	3,000円	同 上	6%

◎所得割額の計算方法

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費（サラリーマンの場合は給与所得控除額）}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} - \left( \boxed{\text{調整控除額}} + \boxed{\text{税額控除額}} \right) = \boxed{\text{所得割額}}$$

（注）土地建物などの譲渡所得、退職所得は別の方法で計算されます。

## ◆給与所得控除

所得税の「簡易給与所得表」により給与所得の金額を求めますが、控除額の計算については次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下の場合	収入金額×40%（65万円に満たない場合には65万円）
180万円を超え、360万円以下の場合	72万円+（収入金額－180万円）×30%
360万円を超え、660万円以下の場合	126万円+（収入金額－360万円）×20%
660万円を超え、1,000万円以下の場合	186万円+（収入金額－660万円）×10%
1,000万円を超える場合	220万円+（収入金額－1,000万円）×5%

## ◆事業専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専ら事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

- ◎青色申告……専従者に支払われた適正な給与額
- ◎白色申告……専従者1人について次のいずれか少ない金額
  - 50万円（配偶者の場合は86万円）
  - 事業専従者控除前の所得金額÷（専従者数＋1）

## ◆所得控除（次のページ参照）

## ◆調整控除

所得税から個人の住民税への税源移譲に伴い、所得税と個人住民税との控除額の差から生じる負担の増を調整するため、個人の住民税に調整控除が設けられています。

- ◎課税所得金額が200万円以下の場合  
次のいずれか少ない額の5%を控除
  - 1 人的控除額の差の合計額
  - 2 課税所得金額

- ◎課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額－（課税所得金額－200万円）}の5%を控除

※金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

## ◆税額控除

税額控除には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除があります。

## ◆申告と納税

賦課、徴収事務は県民税と市町村民税をあわせて市町村で行います。

### ◎申告

- 前年中の所得について住所地の市町村に3月15日までに申告します。
- 所得税の確定申告書を提出した人は、申告の必要はありませんが、この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の欄の該当事項は必ず記入してください。
- 給与所得のみの方も申告する必要はありませんが、医療費控除や雑損控除などの適用を受けようとする場合には、期限までに申告してください。

### ◎納税

- 給与所得者については、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。（特別徴収）
- 65歳以上の公的年金受給者については、年金の支払者が公的年金から差し引いて納めます。65歳未満の公的年金受給者のうち給与所得者については、給与支払者が給料から差し引いて納める方法に戻ります。（特別徴収）
- 上記以外の方については、市町村から送られてくる納税通知書によって6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納めます。（普通徴収）

## ◆所得控除

項目	控除額																														
雑損控除	次のいずれか多い金額 ① (損失額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) ② 災害関連支出額－5万円																														
医療費控除	$(\text{医療費} - \text{保険等により補てんされた額}) - (\text{総所得金額等} \times \frac{5}{100} \text{ 又は } 10\text{万円のいずれか低い額})$ 限度額200万円																														
社会保険料控除	支払った金額																														
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額																														
生命保険料控除	① 15,000円以下 ..... 支払保険料の全額 ② 15,000円超40,000円以下 ..... 支払保険料×1/2+7,500円 ③ 40,000円超70,000円以下 ..... 支払保険料×1/4+17,500円 ④ 70,000円超 ..... 35,000円																														
個人年金保険料控除	① 15,000円以下 ..... 支払保険料の全額 ② 15,000円超40,000円以下 ..... 支払保険料×1/2+7,500円 ③ 40,000円超70,000円以下 ..... 支払保険料×1/4+17,500円 ④ 70,000円超 ..... 35,000円																														
地震保険料控除	①地震保険(限度額25,000円) 50,000円以下 ..... 支払保険料×1/2 50,000円超 ..... 25,000円 ②長期損害保険(10年以上、平成18年12月31日までに契約締結したもの) (限度額10,000円) 5,000円以下 ..... 支払保険料の全額 5,000円超15,000円以下 ..... 支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超 ..... 10,000円 ①と②に係るものがある場合は、それぞれ計算して合算した金額(最高限度額25,000円)																														
障害者控除	26万円(特別障害者は30万円、配偶者や扶養親族が同居特別障害者の場合は53万円)																														
寡婦(寡夫)控除	26万円(合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する寡婦は30万円)																														
勤労学生控除	26万円																														
配偶者控除	33万円(70歳以上の配偶者は38万円)																														
配偶者特別控除	<p style="text-align: center;">控除対象配偶者以外の配偶者</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円</td> <td>超 45万円 未満</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>45万円</td> <td>以上 50万円 "</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>" 55万円 "</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>55万円</td> <td>" 60万円 "</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>60万円</td> <td>" 65万円 "</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>65万円</td> <td>" 70万円 "</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>70万円</td> <td>" 75万円 "</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>75万円</td> <td>" 76万円 "</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>76万円</td> <td>"</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額		控除額	38万円	超 45万円 未満	33万円	45万円	以上 50万円 "	31万円	50万円	" 55万円 "	26万円	55万円	" 60万円 "	21万円	60万円	" 65万円 "	16万円	65万円	" 70万円 "	11万円	70万円	" 75万円 "	6万円	75万円	" 76万円 "	3万円	76万円	"	0
合計所得金額		控除額																													
38万円	超 45万円 未満	33万円																													
45万円	以上 50万円 "	31万円																													
50万円	" 55万円 "	26万円																													
55万円	" 60万円 "	21万円																													
60万円	" 65万円 "	16万円																													
65万円	" 70万円 "	11万円																													
70万円	" 75万円 "	6万円																													
75万円	" 76万円 "	3万円																													
76万円	"	0																													
扶養控除	扶養親族(16歳以上)一人につき33万円 (19歳～22歳の場合は45万円、70歳以上の場合は38万円) 同居の直系尊属で70歳以上の場合は45万円																														
基礎控除	33万円																														

(注) 平成24年度の住民税は、平成23年中の所得にかかります。

## ◆個人住民税の扶養控除見直しについて

個人住民税の扶養控除が平成24年度分から次のようになります。（平成22年度税制改正によるものです。）

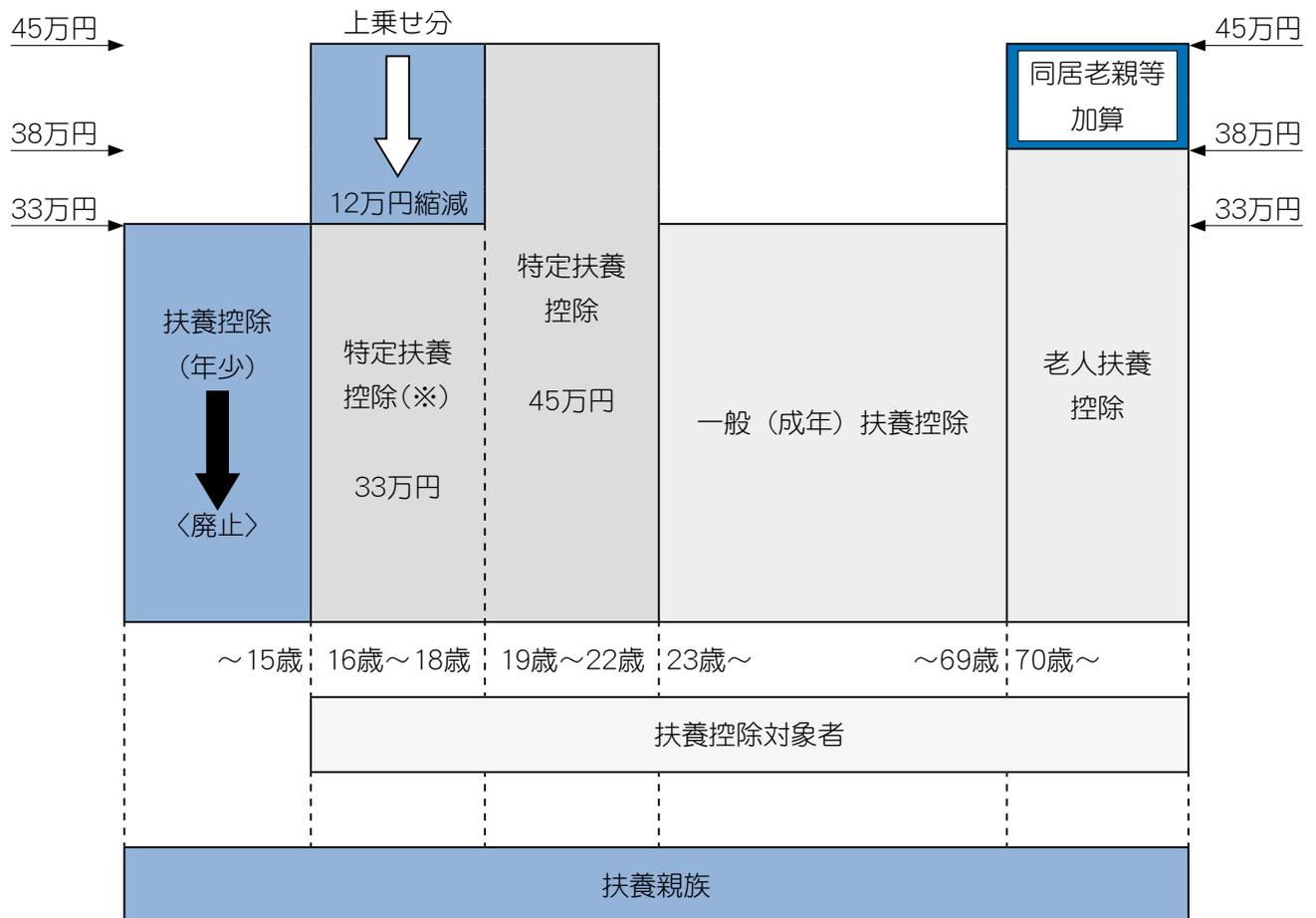
○年少扶養控除（16歳未満の扶養親族に係る扶養控除）が廃止されます。

33万円→0円

○特定扶養控除（16歳から22歳の扶養親族に係る扶養控除）のうち、16歳から19歳未満の特定扶養控除について、控除額が縮減されます。

45万円→33万円（上乗せ部分12万円を縮減）

〈扶養控除のイメージ図（改正後）〉



※16歳から19歳未満の「特定扶養控除」は、平成24年度から「一般（年少）扶養控除」となります。

（注）年少扶養控除は廃止されますが、非課税限度額の算定等に扶養親族の人数が必要となります。したがって、16歳未満の扶養親族についても申告する必要がありますので、ご注意ください。

## ◆サラリーマンAさんの個人県民税、市町村民税はいくらになりますか？

(給与所得の場合)

- 家族構成……………夫婦、子供2人(妻……無職、長男……19歳、長女……16歳)
- 平成23年給与収入600万円、社会保険料60万円、生命保険料6万円、地震保険料2万円

所	所得金額(A)			
	収入金額	……………	6,000,000円	
得	給与所得控除額	$1,260,000円 + (6,000,000円 - 3,600,000円) \times 20\% =$	1,740,000円	
	所得金額	$6,000,000円 - 1,740,000円 =$	<b>4,260,000円</b>	
所	所得控除額(B)			
	社会保険料控除額	……………	600,000円	
	生命保険料控除額	$60,000円 \times 1/4 + 17,500円 =$	32,500円	
	地震保険料控除額	……………	10,000円	
	配偶者控除額	……………	330,000円	
	扶養控除額	$450,000円 + 330,000円 =$	780,000円	
	基礎控除額	……………	330,000円	
	所得控除額計		<b>2,082,500円</b>	
得	課税所得金額(A-B)	$4,260,000円 - 2,082,500円 = 2,177,500円$	→ 2,177,000円(C) (千円未満切り捨て)	
	調整控除前の所得割額(F)			
割	県民税	$2,177,000円(C) \times 4\% =$	87,080円(D)	
	市町村民税	$2,177,000円(C) \times 6\% =$	130,620円(E)	
			計 217,700円(F)	
	調整控除の算出	課税総所得金額 > 200万円		
		$330,000円 - (2,177,000円 - 2,000,000円) = 153,000円$		
	県民税調整控除額	$153,000円 \times 2\% =$	3,060円(G)	
	市町村民税調整控除額	$153,000円 \times 3\% =$	4,590円(H)	
割	調整控除後の所得割額(I)			
	県民税(D) - (G)	$87,080円 - 3,060円 = 84,020円$ (100円未満切り捨て)	→ <b>84,000円(J)</b>	
	市町村民税(E) - (H)	$130,620円 - 4,590円 = 126,030円$ (100円未満切り捨て)	→ <b>126,000円(K)</b>	

均等割	県民税	……………	<b>1,000円(L)</b>
	市町村民税	……………	<b>3,000円(M)</b>

県民税(J) + (L)	$84,000円 + 1,000円$	→	85,000円
市町村民税(K) + (M)	$126,000円 + 3,000円$	→	129,000円

平成24年度住民税額は、214,000円です。

## ◆住宅ローン控除

平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、次の額を翌年度の住民税から控除することが出来ます。

(控除額)

次のいずれか小さい額

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（上限97,500円）

〈平成18年末までに入居された方〉

平成18年末までに入居し、所得税から控除しきれなかった額がある方を対象に実施している住宅ローン控除については、適用を受けるためには市町村への申請書の提出が必要でしたが、平成22年度分以降の住民税から、市町村に対する申告は原則として不要となっています。

※詳しくは、お住まいの市町村の税務窓口へお問い合わせください。

## ◆寄附金控除

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、県・市町村に対する寄附金税制が抜本的に拡充されました。

**制度の概要** 県・市町村に対する寄附金のうち、2千円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて控除が受けられます。

**軽減対象** 平成20年1月1日以後に県・市町村に支出した寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の住民税から控除されます。(所得税については現年分から控除されます。)

**手続き等** 寄附金控除を受けるためには、寄附を行った方が、県・市町村が発行する領収書等を添付して申告を行っていただく必要があります。(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。所得税の確定申告を行わない方は、住所地の市町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。)